

Title	浙江省天台県における「図頭」について：十八世紀初頭における中国郷村支配の一形態
Sub Title	On "T'u-t'ou 図頭" in T'ien-t'ai 天台 District, Che-chiang 浙江 Province : a form of the ruling system in a Chinese village at the beginning of the 18th century
Author	山本, 英史(Yamamoto, Eishi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.421- 449
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東洋史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0425

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

浙江省天台県における「凶頭」について

——十八世紀初頭における中国郷村支配の一形態——

山 本 英 史

- 一 はじめに
- 二 凶頭の職能とその性格
- 三 凶頭にかかわる「弊害」とその成因
 - (一) 「弊害」の種類とその行為
 - (二) 「弊害」行為を可能ならしめた要因
- 四 凶頭担当者の出自と紳・衿
 - (一) 凶頭担当者の出自
 - (二) 天台県における紳・衿の行動
 - (三) 官の対応
- 五 おわりに

一 はじめに

十六、七世紀の明末清初に、里甲制に寄生して一般化した代納行為ないし徴税請負としての包攬は、十八世紀以降、さらに、里甲制そのものにとつてかわる形で、事実上の錢糧徴収機構として定着するにいたつた。

浙江省天台県における「凶頭」について

右は、筆者が前稿⁽¹⁾において、主として江南を中心とする地域の事例を検討して得た結論の一つである。筆者は、その際、従来、地主制の明末清初における「発展」の所産であるとされている紳・衿が、包攬の担い手として少なからざる役割を果していることに着目し、その諸事例を通して、いわゆる「郷紳支配」との関連において包攬を考察することを、爾後の課題として設定した。本稿は、この課題の一端を明らかにすべきものとして、具体的な事例を康熙末年（十八世紀初頭）の浙江省台州府天台县に求めて考察したものである。

天台县を対象地域として採り上げた理由は、戴兆佳『天台治略』全一〇卷なる一書⁽²⁾が上記課題の解明に資する豊富な記載を提供しているがために他ならないが、揚子江デルタ以外の地域における「郷紳支配」のあり方をも併せて検討してみたいという意向をもその中に含んでいる。

著者戴兆佳は、字を士期、また舒侯といい、安徽省広徳直隸州下の建平県の人である。康熙四十五（一七〇六）年に進士となり、康熙五十八（一七一九）年七月、天台知県に着任した。知県当時の治績は極めてすぐれ、民の利となる事は興さざるなく、民を病する事は悉く除いたと言われている。浙江巡撫朱軾の彼に対する信任は頗る厚く、康熙六十（一七二一）年、卓異（地方官でその治績が卓越している者に与えられる称）に推挙され、同年、戸部員外郎に昇進⁽³⁾した。著書『天台治略』はその年に刊行された政書であり、著者の天台知県就任期間における実地の公牘を分類・編纂したものである⁽⁴⁾。その記述対象は地方統治の諸般に亘っており、当時の地方行政の実際を知る上で、極めて有益かつ信頼できる史料であると言われている⁽⁵⁾。

本稿では、この書にしばしば登場する「凶頭」について紹介し、十八世紀初頭の天台県における紳・衿による郷村支配の一形態を明らかにして、後日、中国各地における諸事例を通じて全体的な検討を行うための予備的考察に当てたい⁽⁶⁾。

二 凶頭の職能とその性格

戴兆佳は、天台県における凶頭の職能について次のように記している。⁽⁷⁾

査、天台向有凶頭一項。俱係衿・監・蠹役充当。不但每年征粮冊籍由其開造、即每屆編審、一切買売推収、立戸編凶等事、無不出其掌握。雖有書手・算手諸人、俱拱手聽命、莫与之抗。

すなわち、天台県の凶頭の職能としては、税糧徴収のための征粮冊籍（＝賦役冊）の毎年の編造のみならず、その他に、丁口調査のための編審⁽⁸⁾を行うこと、土地売買の際の名義変更、および新たに生じた戸を凶に編入すること等が挙げられており、凶頭は、在地において税糧や土地に関する一切の業務の担当者であったことが窺われる。また、凶頭は、これに充当する者が一般民とは区別された生員・監生や胥役といった特定の間人であるところから、後述の如く里甲正役のような徭役ではなく、また、実務を担当する書手・算手らに命令を下すほどの勢力を保持する存在であった。

右のような凶頭と類似した職能を持つものを、同時期における他の地において求めるとすれば、いわゆる「里書」等の名称を持つ在地里役が想起されよう。十八世紀初頭の里書については、既に佐伯富氏による専論がある。⁽⁹⁾これによれば、里書の職能は、里内の田畝を調査して錢糧徴収のための実徴冊籍簿を作成し、その冊籍を保管するとともに、これによって毎年の錢糧を割り当てること⁽¹⁰⁾が主要なものであり、その他に郷里の災害救済、保甲、また兵營や墩台⁽¹¹⁾の修理・建築などの業務をも含んでいたという。在地里役は、地方によってその職能に若干の差異が認められるが、実徴冊籍の作成、税糧の割当については共通したものが見られ、この点では天台県の凶頭も同様である。

その名称については、浙江では糧現・冊書・架書等、また、江蘇においては凶書・区書・里排等があり、各地で異なるものであった⁽¹⁰⁾という。佐伯氏は挙げておられないが、浙江杭嘉道台徐鼎の雍正五（一七二七）年七月二十四日の奏摺に、浙西の里書のこととして、

里長雖行禁革、而變為圩頭・凶総・甲首種種名色。

とあり、⁽¹¹⁾また、署理江南總督印務趙弘恩の雍正十二（一七三四）年三月二十六日の奏摺には、

江南・江西州県有凶書・里書・区書・冊書・公正、更有里差・地差・坐差・副差、虎踞都凶、各掌一方。

とあるように、⁽¹²⁾江南および江西において、「里書」的な職能を持つ者が広く分布していたが、同じ地方であっても、その呼称は各州県において相違が見られる。もはや中央政府による統一的制度ではなく、地方ごとの特殊事情に順応した形で置かれた里役となっていたため、職能にも若干の差異があり、それゆえ呼称も異なっていたのである。

里書に充当する者について、佐伯氏は、田地産業の有無とは無関係であり、かつ、この里役を祖宗より相承していた旨を指摘されているが、⁽¹³⁾前掲、趙弘恩の奏摺にも、続けて、

包侵錢糧、飛灑稅賦、且冊匿私家。父故、子頂、世代流毒。弊難悉數。

とあって、⁽¹⁴⁾里書を担当した父親が死ぬと、その子がそれを引き継ぐといわれ、これらの里書は世襲的なものであったことがわかる。十七世紀、明末から清初にかけての均田均役法に見られるように、「里長」ないしはその錢糧催辦業務のみが独立した「分催」⁽¹⁵⁾に、土地所有者がその所有田土額の多寡に応じて毎年充当され、曲りなりにも里甲正役的性格を維持していたのとは、里書はその性質を異にするものであった。また、前掲、徐鼎の奏摺には、

甚且有矜・監・吏胥暗佔為缺者。

とあり、⁽¹⁶⁾里書に充当する者として、生員・監生・胥吏を挙げており、しかも彼らはその職務を秘密裡に独占していたという。これらの点においても里書の性格と凶頭のそれとは共通する。

以上からみて、凶頭の職能およびその存在形態は、一般に言われている「里書」のそれと極めて類似しており、これより判断すれば、凶頭とは、天台県における里書の別称、もしくははその変種であったと推測してよいであろう。

里書等の在地里役は、明代の里甲制下にあつては里甲正役の一部を担当し、ないしは里甲正役を補助するものとして設

けられていたが、これには書算業務という特殊専門技能を要するため、早くから分化・独立する傾向にあった。⁽¹⁷⁾そして、それは、明末に里甲正役そのものが一層分化する過程で次第に徭役的性格を失って、請負化し、事実上職業化するようになった。⁽¹⁸⁾その趨勢は清初に更に強まり、そのことは、国家にとって看過しえないものとなったと思われる。戸科給事中柯聳は、順治十八（一六六一）年の上疏の中で次のように述べている。⁽¹⁹⁾

江・浙各県、毎於經制吏書之外、每里各有冊書一名。或号里書、或称扇書。專司書算、似不可少。然此輩智昏於見金、術工於舞弊。乘今大造之時、每人各出頂首銀若干、買定里区。至造冊之弊、移甲換乙、漏富差貧。即前花分・詭寄之弊、皆出其手。

彼ら在地里役はその繩張りを買得し、書算業務を掌握することによって、その職権を利用して税役割当に係わる種々の不正行為による「弊害」をもたらしたのである。⁽²⁰⁾

かかる状況に対し、康熙十（一六七一）年、浙江巡撫范承謨は、嘉興府嘉善県の知県莫大勲の意見を採用し、以後、里書、県総、区書等の名目を革除して、これを浙江の定例とした。⁽²¹⁾しかしながら、浙江巡撫黃叔琳の雍正二（一七二四）年のものと思われる奏摺に、

浙省丁田賦額、屢有拖欠。皇上無微不燭、洞悉掛欠之由、皆因里書侵欺作弊。……従前撫浙諸臣、原皆禁革、日久弊生、不無陽奉陰違。

とあり、再三に亘る革除通達にもかかわらず、十八世紀初頭においてなお、里書は存在し続け、従前の如く「弊害」をもたらしたのである。⁽²²⁾

前述の如く、戴兆佳が知県として赴任した康熙五十八（一七一九）年の天台県においては、在地における錢糧や土地売買に関する業務は凶頭によって担われていた。かかる凶頭を、天台県における「里書」ないしそれに類するものとみなしうるならば、他の地方における在地里役がそうであったのと同様、凶頭もまた「弊害」をもたらす存在でありえたのである。

う。次に、具体例によってその点を見てみたい。

三 凶頭にかかわる「弊害」とその成因

(一) 「弊害」の種類とその行為

戴兆佳は、天台県に見られる錢糧関係の「弊害」を八種に分類し、それぞれについて解説を行っている⁽²³⁾。そこで、これらの「弊害」と言われるものの内容について、個々に検討してみよう。

△帶虚之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している⁽²⁴⁾。

查、各都・坊旧多絶戸。有人亡産存、凶頭私行盗売、而糧洒各子戸者。有人・産尽絶、子戸不肯带澆、而錢粮無着落者。征比之期、互相推委、在在带欠不完。此為带虚之弊。

調査したところ、各都・坊には旧来から絶戸（相続者が絶えた戸）が多い。相続者が消滅してもその田産が残存しているものについては、凶頭が秘密裡に盗売（他人の物を自己の物と称して勝手に売り飛ばす）し、「その土地にかかる」錢糧は、「凶頭管轄下の」各子戸⁽²⁵⁾に割り振ることがある。また、「田産を相続する」人も（後に残された）田産も絶えてしまい、「しかも絶戸のかつての土地にかけられた錢糧を割り振られた凶頭管轄下の」子戸も肯て分担の責任を果そうとしない場合、錢糧は引き受け手がないことがある。徴税の時期には、互いに責任を転嫁し、いたるところ帯欠（根強い滞納）して税を納めない。これが帶虚の弊害である。

右の場合においては、凶頭は絶戸の田産を売却することによって利益を収めているのであるが、凶頭に徴税責任がある場合には、その土地にかかる税糧は、子戸がそれを支払わないかぎり、凶頭に弁償責任が生ずることが考えられる。しかし、凶頭は次のようなことによってそれを回避できたのであった。すなわち、

既無魚鱗流水号段細冊、因而遂無実征完糧花戸清冊。止憑凶頭所造之冊、按数追比。名曰堂簿。天台絶戸衆多、所遺之産不帰於宗族、不帰於官府、而帰於凶頭。凶頭売絶戸之産、而推己戸之糧。久而久之、絶戸之産已尽、絶戸之糧尚

存。于是、復飛盤絶戸之疎遠宗親、硬開堂簿、逼勒完糧。

とあり、⁽²⁶⁾ 凶頭は「堂簿」と称する事実上の土地台帳兼徵稅簿に、その事情に通じていない、絶戸と疎遠である宗族・親族の名を書き出し、これに納稅を迫ったという。また、この記事から、凶頭が絶戸の土地を盜賣する際、自己の土地にかかる稅糧を絶戸の土地のそれと称して買者に移乗させるため、凶頭は帳簿上では土地所有者でなくなる場合があったことが窺われる。これらの経過を通じて、「弊害」を被るものは、絶戸の疎遠なる宗族・親族であり、また彼らが支払わない場合には拖欠となるためにその地稅を徵收できなくなる官府であった。

△包攬之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。⁽²⁷⁾

甲有定戸、戸有定糧、此大例也。天台不然。毎年俱係凶頭開冊送県征糧。凶頭一人包攬子戸、少則六七名、多則一二十名。其所開花戸名姓、歲歲扭捏改換、無一確實。若舍凶頭而不問、彼竟優游事外、在官無從下手清查。此為包攬之弊。

甲には定まった戸があり、戸には定まった稅糧がある。これは定例であるのだが、天台県ではそうではない。年ごとにすべて凶頭が徵稅冊に「納稅戸の名を」書き出し、それを県衙に送って徵稅することになっている。凶頭一人が包攬する子戸は少なくとも六、七名、多ければ一、二十名になる。その書き出す納稅戸の姓名は毎年捏造して書き換えられ、一つとして確實なものはない。もし凶頭を措いて査問しなければ、彼はついに局外に安逸し、官の方では手を下して清查しようにもすべがない。これが包攬の弊害である。

包攬とは、一般には徵稅および納稅の請負い行為を意味し、この地方のみならず、各地に広く行われた慣習である。この包攬はまた、その行為自体がその実施過程で錢糧の侵蝕を伴うため、官からは禁止されているものであったが、⁽²⁸⁾ ここには、天台県における包攬の担い手として凶頭が挙げられ、その包攬の対象は凶頭管轄下の子戸であるとされる。戴兆佳は、その具体例として、凶頭徐士英以下十二名の六年に亘った包攬による侵蝕行為を挙げている。地方行政の主要な業務である徵稅は、凶頭が作成する徵稅簿に頼っており、しかも凶頭が徵稅そのものを担当していることから、凶頭にとってはその

権限に乗じて包攬した錢糧を着服することが可能であったのであり、この錢糧侵蝕に起因する拖欠のため、その「弊害」は一方的に官が被ったのである。⁽³⁰⁾

△洒派之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。⁽³¹⁾

花戸既包攬影罩、錢糧即任意兜収、肆行侵蝕。因而甲内有糧少之戸而忽然加多、有無名之戸而突然挿出。有今歳而趨來歳、一年而趨數年。倏而有、倏而無。張冠李戴、換日偷天。此為洒派之弊。

〔實際の〕納税戸はすでに〔凶頭による〕包攬によって覆われ取りこまれてしまい、その錢糧は〔凶頭〕の意に任せて横領され、ほしいままに侵蝕されている。そのため、〔凶頭は〕甲内に税糧の少ない戸があれば、忽然としてこれに多きを加え、〔冊中に〕名が無い戸があれば、突然〔その名を〕書き出す。今年において来年〔分の税の納入〕をせきたて、一年〔分〕でよいところを数年〔分〕せきたてることがある。〔こうして納税戸の名や税額が〕たちまちにして有ったり無かったりする。張冠李戴〔のように名と実とが相い伴わず〕、換日偷天〔のように非常に大胆に行う〕。これが洒派の弊害である。

洒派とは、灑派とも書き、一般には、土地所有者が濫りにその土地を細分して他人の名義とし、それによって自己の税糧の脱漏を謀ることをいい、⁽³²⁾液体が飛び散るが如き状態を呈するところから飛灑とも称した。⁽³³⁾天台県の場合には、納税戸の錢糧は凶頭の包攬によって任意に徴収・侵蝕されることが前提となり、その一環として洒派が行われている。すなわち、税を納めるのは個々の納税戸ではなく、凶頭がこれに代って一括納入するため、官にあっては納税総額が足りればそれでよく——実際に足りることは望めなかったが——、個々の納税戸の負担税額の移動については問われなかった。それゆえ、凶頭は包攬した錢糧をすべて着服したうえで、官に納むべき額を洒派によって細分して「糧少の戸」や「無名の戸」（課税対象とならない戸）に振り分けたのである。したがって、これによって「弊害」を被るのは、洒派された「糧少」や「無名」の戸であったといえよう。さらに、洒派された戸がその税糧を支払えないために欠額が生じたり、包攬による税収が侵蝕されることによって、官もまたその「弊害」を被ったものと思われる。

△花分之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。⁽³⁴⁾

計産完糧、一人一戸、各地皆然。独台民狡猾異常。無論糧多糧少、喜分而不喜合。蓋合則追呼易迫、分則完・欠難稽。所以一人必拍為數十戸。或字、或諱、或号、或堂名、或乳名、或排行、或混名、星羅碁布于各都各甲之中、騰那閃爍、掛欠不完、摘彼漏此。此為花分之弊。

土地〔の面積〕に基づいて税糧を納めることについて、一人一戸であることは各地皆そうである。ただ、天台県の民の狡猾さだけは異常である。税糧の多き少なきを問わず、「土地所有の名義を」分けることを喜び、合することを喜ばない。思うに、合すれば「官にとつて」取り立ては迫り易いが、分ければ完か欠かを稽べ難い。だから、「土地所有者は」一人なのに必ず拍分して数十戸とする。字や諱、号、堂名（姓に因んだ別号）、乳名（幼名）、排行（一族や兄弟の長幼の序列に基づく名前）、および混名（あだな）を「使つて」各都各甲の中に散りばめてはぐらかし、「税は」掛欠（滞納）して納めず、「官が」片方をあばいても他方が漏れる。これが花分の弊害である。

花分とは、一般には、土地所有者が自己の田土を細分して架空の戸を立て、或は納税義務なき多数の貧戸に分割して寄託することを言った⁽³⁵⁾。洒派との相違は次のように考えられる。すなわち、洒派の場合には、土地所有者が自己の土地を細分して、実存の零細戸もしくはかつて存在した絶戸を対象にして寄託するのに対し、花分の場合には、土地所有者が自己の戸を、その実を持たないか、もしくは全く存在しない多くの戸名に分割し、これに自己の土地を細分して転嫁することを意味するのである。明代では、花分は主として徭役を免れる手段として用いられたが⁽³⁶⁾、徭役が整理された清初の天台県にあっては、税糧を回避することに花分の主目的があったようである。浙江では、三畝以下の零細な土地所有については地税が免除されていたから、花分した結果、一戸についての所有畝数がそれぞれ三畝以下になったとすれば、その土地所有者は税を全く支払わずに済むこととなる。ここでは、その「弊害」を行う者は土地所有者とされ、凶頭については何も記されていないが、幾多の戸名を捏立して、その摘発を困難にすることは、凶頭の協力なしには実行されえなかつたはずである。また、その結果、官は収めるべき税が取れない状態となるため、「弊害」を被つたのである。

△飛駕之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している⁽³⁸⁾。

台人博得一領青衿、即包管粮務。自己田粮公然隱漏無論矣。凡宗族・姻親以及朋友俱倚為城社、一切零星債負、尾欠陳租等項、開单交付、輒作正項錢粮、掛入比簿、捉生替死。往往查比之下、其人則是、其糧則非。此為飛駕之弊。

天台の人間は、ひとたび生員の身分を獲得すると錢糧業務を引き受ける。「彼は」自己の田糧を公然と隱漏することは言うまでもない。その宗族・外戚から朋友に至るまですべてが彼に頼って、これを城社（身を寄せるに安全な場所）とし、「宗族・外戚・朋友が他人に貸している」一切のわずかな債負や、はしたの未納小作料を、「生員は」由単に書き出して「債務者や小作人に」交付し、ややもすれば正規の税糧として徴税簿に書き込むので、払わなくとも済んでいた負債も払わなければならぬものに替ってしまふ。照合すれば、しばしばその人はその人に相違ないのであるが、その税糧は不当なのである。これが飛駕の弊害である。

飛駕とは「いわれなく加える」という意味であり、ここでは、生員の宗族・外戚から朋友まですべてが、自身で取り立てることのできない債権や小作料を、生員の力を借りて取り立て可能にした様子が窺われる。徴税簿の操作によってそれを彼ら宗族・外戚・朋友たちの正規の税糧中に掛け入れ、その結果、私人相互間の貸借關係に国家権力を伴う拘束力を持たせ、債務者や小作人に支払いを余儀無くさせたものと思われる。しかも、こうして支払われた分は、生員の錢糧業務を通して、彼の宗族などの手に回収されたであろうことさえ想像される。

なお、右は、凶頭の行為として明記されてはいないが、戴兆佳が直接取り扱った具体的案件の中には、凶頭范從敬による、飛駕に類似した多駕の事例があり、⁽³⁹⁾ 凶頭がその立場を利用して税糧を任意に加増できたという事実が確認できる。
 ▲朋名之弊▼ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。⁽⁴⁰⁾

復有一種不入凶頭牢籠之真正頑戸。私下亦包攬幾戸、串通凶頭、狼狽為奸。兩人扭作一人、如趙錢甲・孫李乙之類。錢糧積累不完。及至水落石出、反指完者為欠、欠者為完。当官則指東話西、滿口支吾。私下則拴縛妻孥、攫取什物、逼勒重完。此為朋名之弊。

また、一種の、凶頭の支配下に入らない本物の頑戸がいる。「このような頑戸は」私下にまた幾戸かを包攬し、凶頭と結託して悪事を働く。二人を扭り合わせて一人としてしまふ。趙某と錢某とを合わせて趙錢甲とし、孫某と李某とを合わせて孫李乙とするた

ぐいのようにである。錢糧は積み重なって納められない。事が露見するに及んで、逆に納めた者については欠〔者〕とし、拖欠している者については完〔者〕とする。当事の官に対しては、無関係なことを述べてことごとくごまかす。私下〔の戸〕に対しては、妻子を縛り、日用の什器を奪い取り、〔税の〕二度払いを強制する。これが朋名の弊害である。

ここでいう朋名とは、別個の二人を一人にしてしまうことで、例えば、趙某という者と錢某という者とを合せ、趙錢甲という新たな名義人を創出することによって、趙氏と錢氏とがともにそれぞれの土地の名義人であることを隠蔽するものであった。この場合の行動の主体は「頑戸」である。頑戸はこれによりその包攬を行い易くした。図頭は彼の協力者としての役割を果しているが、頑戸にとっては彼の包攬に不可欠な存在であったろう。事が露見した際に、包攬してやった子戸に税の二度払いを強要していることから、この「弊害」は、官のみならず、子戸である民をも苦しめるものであった。

△詭寄詭名之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。⁽⁴¹⁾

天台三十六都・坊、每都南北東西、分為四頃。其冊名為頃冊。尽是故明万曆年間遺下、雖隔兩朝、冊上花名猶然不改。不法奸徒勾連衿棍、將田地裝運儒凶、復幻出無數鬼名、巧作替身之術。差役無処拘追、年終竟不開納。及至受寄者身死、糧滯本戸、子孫受累。此為詭寄詭名之弊。

天台県に属する三十六都・坊は、都ごとに東西南北に分けて四頃とし、その冊名を頃冊と名づけている。すべて明の万曆年間から遺され続けているものであり、明・清兩朝を隔てているのに冊上の納税戸の姓名はなお改められていない。「そこで」不法の奸徒は衿棍（生員である棍徒。これについては後述）と結託し、「自己の」田地を「帳簿の上で」儒凶に入れこんでしまう。また、実在しない無数の名を幻出し、巧みに替身の術を行う。「官衙の」差役は捕えて「税糧を」取り立てる当てがなく、「奸徒は」歳の暮れに至ってもついに納めようとはしない。寄託を受けた者が死ぬに至るに及んでも、税糧〔納入の義務〕はその戸に滞留し、「その戸の」子孫が累を受けることになる。これが詭寄詭名の弊害である。

詭寄詭名は、詭名寄産またはその略称としての詭寄とも称せられ、一般には、自己所有の田土を偽って他人名義に書き換え、田土の所有権が他人に移動したかのように見せかけ、実質的には依然自己がこれを所有している行為を指すものである。⁽⁴²⁾ その起源は古く、唐末五代から宋・元を通じて見られ、明代、特に明末には、所有田土額の多寡に比例して役に充當

されたため、専らその回避手段として利用された。⁽⁴⁴⁾ 詭寄においては、その対象となる戸は、本来役が課せられない佃戸・奴僕や、実在しない戸であり、税役上の優免が与えられている勢力戸を対象として行われる投献とは区別される場合もあったが、⁽⁴⁵⁾ 明末になると、詭寄の内容には投献の場合も包摂され、むしろ、詭寄、すなわち投献である例が多かった。⁽⁴⁶⁾ 徭役科派がその実を持たなくなった十八世紀初頭においては、免脱しようとする対象は、むしろ徭役から税糧にその比重を移されたものと思われる。天台県における詭寄は、冊上に存在する納税戸の名が明の万暦年間のまま書き改められていないことに乗じて、二つの方法によって行われている。一つは、自己の田地を、他図に比べて税制のうえで優遇されている儒図(儒戸によって編成された図)に寄託し、みずからも儒図の優免の恩恵にあずかろうとするものである。⁽⁴⁷⁾ 他の一つは、鬼名、すなわち実在しない戸名を勝手に創出し、自己の田地をこれに寄託して巧みに田地所有名義のすり替えを行うものである。この二つの方法のいずれにおいても、詭寄した者はこれによって脱税を実現したのであり、その結果、官は拖欠を被ったのである。また、詭寄を受け入れた戸(この場合は儒戸)の側も、生員ないしは監生である当人が死に、制度的にも政治的にも事実上の優免にあずかりえなくなると、詭寄された田土に課せられる税糧を支払わなくてはならなくなる。こうして、受寄者の子孫もまたその「弊害」を被る可能性のあったことが窺われる。⁽⁴⁸⁾

△換税畔税之弊▽ 戴兆佳は、この「弊害」について次のように説明している。

賦従田出、一孔一針、普天同例。而天台田産有官田、有民田、有屯田。官田糧重于民。屯田又重于官。故有以官作民。有以屯作官・民者。而且又有買主賤急措買、以一畝而縮填七八分、則此縮填之稅丟滯売戸矣。有売主逞刁誑売、以一畝而漲填畝餘、則此漲填之稅駕入買戸矣。訟端蜂起、案牘星繁。此為換税畔税之弊。

賦は田から出るのであって、それは一孔一針(のわずかな田地)に至るまで、何処でも例を同じくする。ところで、天台県の田産には官田・民田・屯田(の別)がある。官田の税糧は民田のそれよりも重く、屯田のそれはまた官田のそれよりも重い。故に官田を民田に「詐り」変えたり、屯田を官田や民田に「詐り」変えたりする者がいる。また、買主が「売主の」急を窺って買いたたき、

一畝を七、八分に縮めて引き取ってしまう。そうすれば、縮填（された残りの分）の税は売戸のもとに遺されたままになる。「他方」売主の遅刁なる者は騙し売りをし、一畝の田地をそれ以上に拡げて売ることがある。そうすれば、漲填（された余分）の税は買戸に加え入れられることになる。かくして争訟の緒は蜂起し、案牘は星のように繁くなる。これが換税畔税の弊害である。

田土の科則や地目を変更することは、官と民とにとって弊害となり（＝換税の弊）、田土の縮填の結果は売戸が、漲填の結果は買戸がそれぞれ弊害を被ることになる（＝畔税の弊）。この「弊害」に関連して、図頭の名は現われてはいないが、前述のように、一切の土地売買の名義登録の権限が図頭に与えられている限り、図頭がこの換税畔税の行為に介在していないと見る方が不自然であろう。

戴兆佳は、天台県の錢糧徴収をめぐる「弊害」の代表的なものとして、以上の八種を挙げている。これらの「弊害」については、その結果が、まず、官にあっては税糧収入の不足を伴うがために問題となり、次に、納税者側については納税の公平を欠くがために問題となっている。そして、図頭は、これらの「弊害」が生ずる過程において、必ずしも全部とは言えないまでも、そのほとんどに介在し、作弊の主要な担い手となっていることが注目される。なにゆえ、図頭にとってこれらの作弊が可能でありえたのか。次にそれが問題となろう。

(二) 「弊害」行為を可能ならしめた要因

戴兆佳は、図頭をして「弊害」行為を可能ならしめた理由を、天台県の各都各図には正式の土地台帳である魚鱗流水号段細冊がなく、それよりも狭い地域ごとの土地台帳である榜冊や埧冊も明の万暦年間に作られた老戸老冊のままであるという、地方的な特殊事情に求めている。⁽⁴⁹⁾これは前掲の八種の「弊害」を述べる中においても指摘されたものであり、戴兆佳がしきりに強調するところである。老冊とは有名な万暦八（一五八〇）年の張居正の丈量の際に作成された土地台帳を

指すのであるが、清朝に入っても依然としてこの台帳のままである処が全国に多く、清朝中央政府は順治十(一六五三)年の覆准において、各州県官に対し、州県官みずからが丈量を行うことを命じている。⁽⁵⁰⁾ 天台県でもこれに応じて丈量が実施されたようであるが、戴兆佳が、

天台田賦混淆、皆由垣冊之不清。即康熙四年丈量不過依樣葫蘆、抄謄旧本。所以紊乱乖張、全無頭緒、莫可稽查。と述べるように、⁽⁵¹⁾ 康熙四(一六六五)年の丈量は、旧式をそのまま踏襲したにすぎず、改められることはなかったのである。

このような土地台帳の不備の事實は、他省においても存在したが、⁽⁵²⁾ 浙江巡撫李衛は、雍正五(一七二七)年十月十三日の奏摺において、浙江省につき、その原因を次のように指摘している。⁽⁵³⁾

伏查、浙江通省田地、於康熙四年奉文清丈、填造魚鱗図冊、歸戸辦糧、直至康熙九年完竣。自十三年耿逆煽乱、土寇竊發、浙東數郡多遭兵燹、鱗冊遂有燬失、糧額因此混淆。而數郡中又惟台・温・処三府為尤甚。

すなわち、浙江における丈量については康熙四(一六六五)年に命を奉じ、康熙九(一六七〇)年に至って完了したが、康熙十三(一六七四)年における耿精忠の兵乱に乗じて土寇が起り、魚鱗図冊を焼失してしまったと言う。三藩の乱の首謀者の一人であり、福建で挙兵した靖南王耿精忠は、康熙十三(一六七四)年、浙江南部を攻略した。それゆえ、その該当地域である台州・温州・処州の三府の被害は最も甚しかったのである。また、浙江觀風整俗使王国棟が、雍正五(一七二七)年のものと思われる奏摺において、

如台州之仙居・天台等県、旧有魚鱗号冊。散失混淆、民田難以稽核。遂致強者有田無糧、弱者有糧無田。其餘各県如仙居・天台者所在多有。即每年徵收地丁冊籍、各府属県多無花戸的名、以致零星分戸不便催徵、詭寄田畝無從究詰。衿・監・胥役從而包攬侵欠。

と述べるように、⁽⁵⁴⁾ 浙江の中でも台州府の天台県は仙居県とともに魚鱗冊の散逸混乱の状態が特に甚しく、それに伴って種

種の弊害が起る地方として注目された県であった。戴兆佳は次のように言う。⁽⁵⁵⁾

独天台郷野編氓並無戸名。一切買売推収、俱係凶頭把持措勒。零星細戸欲自己立一戸名、非重費不能、往往畏難而中止。所以買田不能收辦、只得存頓凶頭并老戸・矜戸之下。非特錢糧任其兜收侵蝕、洒派駕掛、而且坵段任其移換影射、種^(種)弊累不可枚舉。此皆小百姓立戸艱難之故。真天台第一大害。

凶頭はその立場、諸「弊害」を生み出すのに有利な職権を持っていたが、それに加えて天台県における特殊条件として、一切の土地売買の名義変更や立戸編図等はこれを凶頭に一任せざるをえず、彼らはそれを利用して金銭を強要したものとみえ、零細な納税戸が立戸しようとしても、それに必要な費用がかさむために不可能であり、しばしば災を恐れて中止してしまう。それゆえ土地を買っても收辦ができず、土地は凶頭等の戸下に止まるだけとなる。したがって凶頭は上記の諸弊を作り出すのに何ら支障はなく、官にとっては摘発する方法がなかったのである。

ところで、凶頭に、かかる弊害を行うことを可能にさせた、右以上に基底的な他の要因をなすものとして、一部に、この弊害の「恩恵」に与らんがために凶頭の行動を支持した「民」、すなわち、地主から直接耕作者（＝「自作農」）に至るまでの土地所有者がいたことを看過すべきではない。

戴兆佳が、

台邑万山層疊、架石作田、因方為珪、遇円成壁。尺尺寸寸累黍積基。⁽⁴⁷⁾土瘠砂多、本来産米絶少。兼之懸崖峭壁、舟楫不通、販米之商勿至。所以全書原額止有軍儲之銀、並無軍儲之米。

と言う如く、⁽⁵⁶⁾天台県は自然的条件においては土地が瘠せ、砂地が多く、本来産米が極めて少ないのに加えて、さらに米商も当地に足を入れないため、賦役全書の原額には銀による軍儲額があっても、米によるそれはないという状態であった。そこで、康熙二（一六六三）年から折色（銀による代納）⁽⁵⁷⁾することが認められていた。そのためもあってか、

地丁錢糧、官設匱征收、民自封投櫃。法已善矣。

と言われ⁽⁵⁸⁾、納税方法については既に自封投櫃制が施行されていた。しかしながら、

仍議改解折色。然議折雖定、而価不定。不肖有司、奸悪胥蠹、營私凶利、動稱解費為名、為之伸縮其間、高下其手。

開征議価、每石或一兩三四錢、或一兩五六錢。甚或有一兩七八錢者。

とあり⁽⁵⁹⁾、実際には「不肖の有司」や「奸悪なる胥蠹」が私利を図り、運送費の名目でその折価（銀納の換算率）を増減させるため、納税者は一石一兩のところを、さらに三〜四錢、五〜六錢、甚しい場合には七〜八錢の余分な額を支払わねばならなかった。

右の状況は、納税者にとって自封投櫃が必ずしも利とはならないことを示しており、この結果、納税者をしておのずから凶頭による包攬に依託する如き方向を採らしめたものと思われる。

さらに、納税者たちが積極的に自己の土地の隠蔽を謀ったのは、以下に見られる理由による。すなわち、

再査、向來編審、每甲点定專查稅契者二人、名曰戸丁。日逐在局伺候。一都有二十名。天台三十六都・坊共七百二十名。每丁繳官公費銀一兩。夫官既得一兩、加以經胥之需索、往來之盤費、守候之工夫。每名需用銀一十五六兩。統而計之、約銀一萬兩有奇。此項俱係里下照田派用。

とあり⁽⁶⁰⁾、均田均役法が施行されていたと思われる天台⁽⁶¹⁾県では、「照田派用」が原則であり、土地所有の多寡に応じて重費である雑費を支払わねばならなかった。この状況はまた納税者に対し、凶頭との結託のもとに洒派、花分、朋名、詭寄等の「欺隱田糧」行為に及ぶことを促す傾向をもったと言えよう。

本来、凶頭と「民」とが結託する場合、それは国家ないしは県衙の収奪が前提となつて成立するものであったが、この場合を上述の凶頭による諸「弊害」中に検討してみると、「弊害」を被るのは単に官にとどまらず、また一部の「民」をも含んでいたことが知られる。すなわち、この場合の凶頭の「民」に対する「弊害」とは、凶頭の操作による一方の「民」の脱税のために、他方の「民」がその賠累を受けるといふ仕組のもとに生じ、したがって、すべての凶頭の行動は必ず

「民」への「弊害」を伴うものであった。かくして凶頭の支配下に依存しない「民」には、凶頭によって弊害をもたらされる場合がありえたのであり、勢い彼らは凶頭に依存せざるをえない状況となった。⁽⁶²⁾

かくて、凶頭は、地主から直接耕作者（＝「自作農」）に至るまでの土地所有者に対して、国家からの重税収奪を免れさせるための協力者＝擁護者としての役割を装いつつ、これを自己の支配下に置く傾向をもったのであり、他方、凶頭の支配下に入った土地所有者たちは凶頭の行為を支持せざるをえず、その弊害の実現を容易ならしめたのであった。

ところで、これらの土地所有者を支配下に収め、彼らを「擁護」しつつ、叙上の不正を行った凶頭の存在態様は、いわゆる「郷紳支配」を連想せしめるが、その点を明らかにするためには、次に凶頭担当者の出自の検討が必要となろう。

四 凶頭担当者の出自と紳・衿

(一) 凶頭担当者の出自

前掲の史料には、凶頭の担当者として「衿・監、蠹役」の名が見え、⁽⁶³⁾生員・監生および胥役がそれに充当していたことが知られる。また、先に挙げた八種の「弊害」のうち、飛駕については糧務を担当する者、すなわち凶頭の職能を担う者として生員が挙げられており、さらに、戴兆佳が、

今台邑錢糧大半俱屬生・監兜収頭抗、以致節年積逋。累百盈千、錮弊相沿牢不可破。

と言うように、⁽⁶⁴⁾錢糧の「弊害」を生み出す者として生員・監生が主要な役割を果たしていたことが窺われる。また同じく前述の徐士英等十二名の凶頭は、⁽⁶⁵⁾「禁に違ひて身を凶頭に充つるの衿棍」であったと言われている。⁽⁶⁶⁾

「衿棍」とは「衿」（＝生員）と「棍」（＝遊手無頼）とに分かれるものと解釈することも可能である。しかしながら、康熙三十三（一六九四）年序刊、黄六鴻『福惠全書』卷三、蒞任部、馭衙役、には、

衿棍把持衙門、胥蠹恣行侵擾。

とあり、その「衿棍」に訓訳を付けた小畑行簡は、「シヨセイノワルモノ（書生ノ悪者）」と記している⁽⁶⁷⁾。また、康熙二十
七（一六八八）年序刊の潘杓燦『未信編』二集、卷二、牌檄部、飭拿攬棍掛牌、飭拿攬棍以清漕弊事、には、

如有前項棍徒、甜騙代納、立即扭稟。如或聽從、与棍同罪。歇家留住、重責枷示。除本県現差多役訪拿外、不拘何項
人等、能将攬棍人米一同獲首者、賞銀十兩。審出棍係平民、立斃杖下。係劣生、通詳通革、定以粮蠹究擬、決不姑
寬。

とあり、棍徒のうちに一般民と衿との区別があつたことがわかる。これにより、衿の資格を持つ棍徒がいたことは明らか
であり、それは「衿棍」と称されたものと思われる。

天台县の凶頭徐士英等十二名は、

至於違禁充當凶頭、包攬橫抗之生員徐士英・范有章等十二名、已經通詳咨革。

とあり、⁽⁶⁸⁾凶頭十二名全員が生員であつた蓋然性が多い。戴兆佳は、また、

詎意、查比之下、寔在民戸絶少、尽係秀才挺身到案。名曰凶頭。

と⁽⁶⁹⁾言う。官に査問を受けて県衙に至る凶頭は尽く秀才（＝生員）であつたというほど、生員が凶頭に充当することは一般
的であつたことを示しているよう。

以上のように、天台县における凶頭は、その大部分は「衿」と呼ばれる生員、場合によっては監生の充当によるもので
あつた。

(二) 天台县における紳・衿の行動

康熙二十三（一六八四）年序刊『天台县志』卷一、輿地志、風俗、習尚、には、

朝貴還郷、多以謹厚相尚。城市中不乘輿馬、不繁僕從。否則為衆所訾。士・民守分者多、抗法者少。旧志所謂囿囿空

虚、帖然易治者、此也。

とあり、十七世紀後半の天台县においては士習は頗る良好なることを伝えている。しかしながら、戴兆佳は次のように証言する。⁽⁷⁰⁾

奈何台邑士習波靡不修刃幅。文武生・監中惇謹自好之士固不乏人、而夜郎自大罔循繩墨者正復不少。往^(往)ヒ自恃護符、欺^(往)庄愚民、武断郷曲、雌黄其口、虺蜮其心。曲直混淆、是非倒置。因而出入衙門、包攬詞訟、兜收錢糧、招人飛噬、無惡不為。其或貪凶舖啜、或婪得銀錢。与己絶不相干之事、輒敢違禁糾党、公呈挺身作証。士習頽壞至于此極。真正可恨可嘆。

右は実際に戴兆佳の手によって発せられた告示であって、その信憑性は高く、天台县における士習の状態の實際を正しく伝えていると言えよう。これによれば、文・武の生員・監生の中には官を恐れず法を守らない者が少なくなき、彼らは往々自らを護符（恃みとすることが出来る者）として郷民を威圧しており、その行動には「出入衙門（県衙に頻繁に出入りすること）」、「包攬詞訟（訴訟を代行すること）」、「兜收錢糧（錢糧を横領すること）」、「招人飛噬（人を選んで餌食にすること）」等の数々の「不法行為」があったという。

また、戴兆佳はその後に出した告示の中で以下のように述べている。⁽⁷¹⁾

奈何台人士一採芹香、便尋葷飯、結納胥掾之歡、引同心於刀筆、滑稽輿廝之伍、藉通好於盤餐。因而出入衙門、包攬詞訟、武断郷曲、侵蝕錢糧。利之所在、羣趨若鶩。稍不如意、即一呼百吠、蜚語流言。躍冶無忌。士習日媮、儒風掃地。此誠名教中之罪人、固無足論。

生員や監生の上記の行動の背景には県衙の胥吏や衙役との結託があったことが窺われる。さらにまた、少しでも思うようにならないことがあると、多くの生員・監生が呼応して流言蜚語を作り出し、躍冶して憚るところがなかったという。たとい、康熙『天台県志』が十七世紀後半の状態を正しく伝えているとしても、十八世紀初頭の天台县にあっては、その

士習たるや為政者にとっては退廃状況を呈していた。戴兆佳の眼には、上記の弊害をもたらす生員・監生がまさに「名教中之罪人」と映ったのである。

彼らはその行動の一環として凶頭に任じ、錢糧業務を承管した。戴兆佳は言う⁽⁷²⁾。

甲内田土・糧・役帰其掌握。毎年造冊分額、不但詭寄・洒派、靠損他人、以脱卸自己之錢糧、而且將靠損他人之錢糧、又任意兜収侵蝕。而且將同宗以及另居親屬之錢糧隱蔽在戸。

生員・監生は、甲内の田土およびそれに課せられる糧・役の科派をめぐって、これを自己の支配下に収め、年ごとに冊を造って税額を決定する際、まず詭寄・洒派等の不法行為を通じ、彼らの所有にかかる田土の錢糧を他人に割り振ることによって脱税を謀った。次に、こうして他人に支払させた錢糧を再び包攬によって横領侵蝕し、錢糧業務を担当していることによる「うまみ」を利用した。さらにまた、彼らは、宗族から別居の親族に至るまでの錢糧を自己の戸下に隱蔽することにより、彼らに寄生する土地所有者のための脱税をも謀った。

右は、まさしく天台県における生員・監生が、凶頭に充当することを通じて、自らの土地所有を安定させ、かつ、自己との直接的な租佃関係にはない、甲内の他の地主から直接耕作者（「自作農」）に至るまでも自己の支配のもとに包摂する傾向をもったことを示している。すなわち、天台県の生員・監生にとって、凶頭に充当することは、彼らが郷村を支配する上で有効な手段となっていたのである。

ところで、以上は生員・監生——いわゆる「紳」——の行動について述べたものであり、同じく在地の有力者にして、その勢力の程度は生員・監生を遙かに凌ぐと言われる「紳」、すなわち、その多くは進士の資格を有した官僚経験者の行動について述べたものではない。それでは、十八世紀初頭の天台県における「紳」の行動はどのようなものであったであろうか。ところが、これについて戴兆佳はほとんど記録を残してはいない。その理由については、次のような説明が可能であると思われる。光緒『台州府志』卷一六、表一六、選舉三、には、順治九（一六五二）年から光緒二十（一八九四）

年までの台州府各県の進士合格者を挙げているが、それによって順治九（一六五二）年から戴兆佳が天台知県を離任した康熙六十（一七二一）年までの天台県における進士の名を調べると、潘璋（康熙十二（一六七三）年）、陳溥（康熙五十二（一七一三）年）のわずか二名を数えるに止まり、戴兆佳の在任当時、いわゆる「郷紳」の家は陳氏のみであったことが判明する。⁽⁷³⁾ 同期間内に五百余名もの進士を輩出した浙江省⁽⁷⁴⁾においては、著しく少ない進士合格者数であった。したがって、この当時の天台県において「紳衿」と称する者の大部分は「衿」であったと言えよう。⁽⁷⁵⁾ 「紳」の行動が『天台治略』に記されることの少ないゆえんである。

ただし、『天台治略』によれば、他県、特に浙西各県の「紳」に見られる特徴が、天台県にあつては「衿」に見られる点が注目される。戴兆佳は凶頭に充当する生員徐士英等について次のように述べている。⁽⁷⁶⁾

查徐士英等、或盤踞山谷、或称霸城廂、雄長一方。聚族而居、夜郎自大。凶差不敢到門追呼。県官不能当堂杖比。以致胸無官長、目藐王章。若不亟賜褫革究追、竟成一牢不可破之世界、必相率而尽帰于兜収抗欠而後已、積逋陳陳相因。清完無日。

ここには、一生員にすぎない徐士英等ですら、山谷に盤踞するのみならず、城廂に覇を称えることが可能であり、その横暴さに対して国家権力さえも容易に手を下しかねている状態が示されている。また、戴兆佳は、同じく凶頭陳天鏞について次のように述べている。⁽⁷⁷⁾

又有凶頭陳天鏞。自恃城東巨族、出入衙門、把持官長、欺压郷愚、惡蹟纍⁽⁷⁸⁾。雖其兜欠糧數、較士英等為差少、而其逞雄負固、比士英等為更甚。天鏞有士英等為牙爪、士英等憑天鏞為城社。天鏞実属巨慝。所当一並詳褫究擬以快人心者也。

すなわち、凶頭陳天鏞とは、徐士英等を手下（牙爪）として使い、徐士英等からは依つて頼むところ（城社）とされ、その勇を誇り自らを要害として恃む点においては徐士英等よりも甚しいとされる人物であつた。彼は「城東の巨族」であ

ると言われている。鎮市も県城と区別のないほどの賑やかさであった天台县にあっては、⁽⁷⁸⁾城東の巨族もまた城居の地主に匹敵する性格を持っていたものと思われる。その勢力は、県衙に出入りし、知県を把持するほどであったと言われる。陳天鏞の身分について、戴兆佳は「凶頭」と言う以外には何も記していないが、雍正十二（一七三四）年の貢生の中にこの名が⁽⁷⁹⁾あって、恐らく同人物と見られ、戴兆佳が康熙五十九（一七二〇）年に彼の褫革を問題としている点からみて、その当時は生員であったと想像される。⁽⁸⁰⁾徐士英等にしろ、それ以上の勢力を持っていたと見られる陳天鏞にしろ、いずれも「衿」であったのである。

以上の如く、天台县における「紳・衿」とは、実はその大部分が「衿」であったが、上記のような「衿」の行動と、その「紳」に相当するほどの現実の勢力とに窺われる実状は、また、天台县におけるいわゆる「郷紳支配」の具体的な内容を示すものと言いうるのであろう。

(三) 官の対応

戴兆佳は、上記の生員・監生らの行動に制約された天台县の統治の難しさについて、次のように述べている。⁽⁸¹⁾

此時若竟寬之、則新旧錢糧批解不前。而上台不曰已征侵虧、即云催科無術。若稍急之、而若輩不云県官凌辱斯文、即曰差胥勒索規例、投貼匿名揭帖、犛口顛吠。興言及此、不勝扼腕。

もし、拖欠に対して取締りを寛大にすれば新旧の錢糧の解送は進まず、上級衙門は知県が侵取した、あるいは徴収に無能であったと言う。もし、取締りを少しでも性急にすれば、生員・監生たちは、知県が「士」を凌辱した、あるいは差役・胥吏が賄賂を強要すると言って匿名の掲帖で呈訴するに至る、と戴兆佳は歎く。

ここにおいて、戴兆佳は、丈量を実施して順莊法を施行し、保甲によって治安維持を保つとともに、凶頭による錢糧の「弊害」を防ぎ、納税者と官とを直接結びつけることを目的として、滾単を保甲に配布して自封投櫃法を強化することを

提唱した⁽⁸²⁾。また、

今卑職妄思力挽頽風、急凶清丈。查明号段、使田無隱漏、編造実征、使糧無飛・詭。永革凶頭、百弊不生、為天台拔除錮累、与民更始。

とあるように、⁽⁸³⁾その結果として凶頭を無用の存在たらしめ、これを廃止せんと凶った。しかしながら、戴兆佳の丈量計画の中には、

区総・弓手・書算手俱係紳・衿総保公舉、当堂点驗充当。

という手續を含んでいた。⁽⁸⁴⁾丈量の実務担当者である区総、弓手、書手、算手らがすべて紳・衿の総保・公舉によるものと計画され、紳・衿の協力が前提となっているかぎり、丈量は彼ら紳・衿にとって有利な結果に終わったものと思われる。⁽⁸⁵⁾順莊編里を行い、在地の里役を廃止しようとする動きは、雍正年間（一七二三年～一七三五年）、浙江各地で展開するが、前述の如く自封投櫃が容易に実行されえないことから、里役は形を変えて存続し、その肅清は極めて難事業であった。⁽⁸⁶⁾天台県においてもまた凶頭の革除が容易ならざるものであったことは言を待たないであろう。生員・監生は凶頭に充当することによって利益をもくろみ、官はまた、その凶頭に頼ることによってのみ在地の錢糧収取が可能であった。こうした状況はついに戴兆佳をして、

至於里総糧冊、凶頭及經承・差役並衿・監人等各宜及早回頭、將私収他人錢糧作速照數完納、本県許其自新、既往不咎。

とある如く、⁽⁸⁷⁾凶頭が私収した他人の錢糧については、數に照らして完納するのであれば既往の罪は問わないと言わしめ、また、それでも自首しない者に対する褫革に關しても、

但卑職江左寒儒、倖邀一第、謬宰天台。豈不知狐兔之悲、忍將抗糧各生請褫請究、自傷同類。と語らせるに至ったのである。⁽⁸⁸⁾

浙江巡撫黃叔琳が、雍正二（一七二四）年、台州府知府高泓の革職を要請した奏摺に、

但台郡所屬六県負山滨海、俱係緊要地方。且民俗刁悍、素稍難治。

とあり、台州府一帯が「難治の地」であるとの認識は雍正期に至っても変ることにはなかった。また、浙江觀風整俗使王国棟の雍正五（一七二七）年のものと思われる奏摺には、

台州雖為樸陋、屬県亦多滨海。惟太平一県風俗稍醇。其臨海・寧海・黄巖等県、士・民旧多包糧健訟、近亦畏法収斂。独有天台・仙居二県廢弛已久。錢糧詞訟事事急需整理。

とあり、難治とされる台州府六県においても、天台県は仙居県とともに特にその廢弛のさまが窺われる。

こうした状況をみて、浙江巡撫李衛は、雍正五（一七二七）年六月二十七日の奏摺において、

惟仙居・天台・武義・永康等県、本屬小邑、而為前任不肖數官接踵因循、錢糧曩欠、事務廢弛、變成最疲極玩之区。と述⁽⁹¹⁾べ、仙居・天台等の県において錢糧が累欠し、事務が廢弛した原因は、歴代知県が不肖で因循なことを続けたためと主張する。歴代天台知県に就任した者は生員・監生との対立抗争を繰り返しながらも、上記の状況を背景とする「難治の地」にあっては、現状に妥協せざるをえなかった。その限りにおいて、知県は政務を執ることができたのである。かかる状況が、上級監督官であり、地方官とはいえ実際の親民官ではなかった巡撫の眼には、「不肖」であり「因循」であると映ったものと思われる。

五 おわりに

以上、本稿では、『天台治略』に記されている図頭の行動を分析の対象とし、これを通じて十八世紀初頭の天台県における「紳・衿」の郷村支配の一端を可能な限り明らかにしてきた。

ところで、ここで当然生ずる疑問は、天台県について以上のように指摘できる性格が、その他の地域についても指摘で

きるか否かということであろう。本文中で個々に指摘した如く、天台県は浙江省に属しはするが、浙西デルタ地帯における諸県とはややその性格を異にしていた。その相違については諄復を避けるが、かかる天台県の特事情は、上述のような天台県の事例を一般の地域のそれに普遍化させることを躊躇させる。

しかしながら、他方、以上に紹介した以外の『天台治略』の記事からは、①大土地所有者の土地兼併と小土地所有者の没落という分解現象が、清初の日台県においても展開していたこと、②大土地所有者の土地所有形態は、所有地の所在が都内に止まらない、分散的土地所有であること、また、佃戸との関係においては単に収租するのみであり、みずからの所有地の形状についてすら全くその知識を持たないほどの寄生的土地所有が存在したこと、③上記の寄生地主が収租する場合には、自己の配下の奴僕による経済的強制を行使したこと、⁽⁹⁴⁾の諸点を確認でき、以上の事実が、経済的先進地帯であり、かつ、その社会発展が全中国の歴史発展を主導したとされる揚子江デルタ地帯のそれとも類似していることは、注目すべきことであろう。

天台県について検討した「紳・衿支配」の内容が、他の地域とどのような点で共通し、また、相違するかを明らかにすることは、必要かつ重要な作業であり、そのためには華北をも含めた全国的な検討が今後の課題となろうが、この点については稿を改めて論ずることにしたい。

註

- (1) 山本英史「清初における包攬の展開」『東洋学報』五九巻 一・二合併号、一九七七年。
- (2) 刊本はいくつかあるが、本稿では道光二十六(一八四六)年重刷、迎瑞堂本(東京大学東洋文化研究所蔵)を用いた。
- (3) 以上については光緒『台州府志』卷六六、録三、名宦下、戴兆佳、参照。
- (4) 『天台治略』序、朱軾の叙。
- (5) 『天台治略』についての史籍解題は、『東洋史料集成』(神田信夫・山根幸夫共同執筆)平凡社、一九五六年。「アジア歴史事典」(重田徳執筆)平凡社、一九六〇年、等参照。
- (6) 全体的な検討は別稿に譲る。
- (7) 『天台治略』卷一、詳文「一件嚴飭編造以杜混淆事」一。
- (8) 編審は、従来、主として里甲正役を割り当てる目的で行わ

れたものであるが、浙江省では康熙十(一六七一)年以後、里甲正役は制度上廃止されていたため、その主目的は丁口調査に限定されたものと思われる。

(9) 佐伯富「清代の里書——地方行政の一齣——」(同『中国史研究』第二、京都大学東洋史研究会叢刊之二十一之二、一九七一年、所収)。

(10) 佐伯、前掲書、三五一、三五四頁。

(11) 雍正『硃批諭旨』第八函第一冊、徐鼎(「宮中檔雍正朝奏摺」第八輯、国立故宫博物院、一九七八年、五六八頁、所収)。

(12) 雍正『硃批諭旨』第一八函第一冊、趙弘恩。

(13) 佐伯、前掲書、三五三〜三五四頁。

(14) 前註(12)参照。

(15) 山本、前掲論文、一三二〜一三五頁、参照。

(16) 前註(11)参照。

(17) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、一九六六年、四二、六四、一四六〜一四八、一五一〜一五二頁。

(18) 濱島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇年、一四六頁。

(19) 康熙『嘉善縣志』卷一〇、藝文志一、疏議、「編審釐弊疏」。

(20) 里書の弊害については、佐伯、前掲書、三五三〜三五七頁、参照。

(21) 川勝守「清朝賦・役制度の確立——江南の均田均役法と順莊編里法とについて——」(同『中国封建国家の支配構造』東京大学出版会、一九八〇年、所収)五九〇〜五九四頁。

(22) 雍正『硃批諭旨』第三函第一冊、黃叔琳。

(23) 『天台治略』卷一、詳文、「一件嚴飭編造以杜混淆事」二。

(24) 前註(23)参照。

(25) 子戸とは、一般には「分家の戸」または「店子」を意味するようだが、ここでは、後述の「包攬之弊」の説明において示されるように、凶頭によって包攬される戸の意味に使用されている。

(26) 前註(7)参照。

(27) 前註(23)参照。

(28) 山本、前掲論文、一四八〜一五五頁。

(29) 『天台治略』卷一、詳文、「一件衿棍違禁充當凶頭包糧抗違願請糶革完追事」。なお、この件に関しては、西村元照「清初の包攬——私徴体制の確立、解禁から請負徴税制へ——」『東洋史研究』三五卷三号、一九七六年、一三七頁、に紹介がある。

(30) 包攬される戸が弊害を被る場合は、他県に多くその例が見られる。天台県でも、後述の「朋名之弊」と考え併せれば、その可能性は高かったと思われる。

(31) 前註(23)参照。

(32) 『清国行政法』卷六、四四〜四五頁。

(33) 和田清編『明史食貨志訳註』上巻、東洋文庫、一九五七年。

(34) 前註(23)参照。

(35) 山根、前掲書、一二二頁。

(36) 濱島、前掲論文、一五四頁。

(37) 乾隆『戸部則例』卷九、田賦、開墾下、零地免科。

- (38) 前註(23)参照。
- (39) 『天台治略』卷三、讞語、「二件駕稅捺糧等事」。
- (40) 前註(23)参照。
- (41) 前註(23)参照。
- (42) 前掲『明史食貨志訳註』上巻、一八二頁(山根幸夫執筆)。
- (43) 日野開三郎「宋代の詭戸を論じて戸口問題に及ぶ」『史学雑誌』四七編一号、一九三六年。周藤吉之「宋代の詭名寄産と元代漢人の投献―佃戸制との関聯に於いて―」(同『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、一九六二年、所収)。
- (44) 濱島、前掲論文、一五一―一五七頁。
- (45) 清水泰次「投献と詭寄の意義」(同『明代土地制度史研究』大安、一九六八年、所収)。
- (46) 前註(44)参照。なお、『清国行政法』の解釈も概ねこれと同じである(巻六、四四頁)。
- (47) 清初の浙江では康熙十(一六七二)年以降、宦・儒・儒を創設し、税制上、民・宦と区別する方法が採用されていたと言われている(小畑龍雄「宦・儒・軍・儒について」『山口大学文学会志』六巻二号、一九五五年、参照)。台州府におけるその実施については未確認であるが、天台県に儒・宦が存在したことから、明らかに実施されていたものと思われる。
- (48) 前註(23)参照。
- (49) 前註(7)参照。
- (50) 康熙『大清会典』巻二〇、戸部四、田土一、丈量。
- (51) 『天台治略』巻五、告示、「一件再行曉諭照依自然界址帰
- 頃清丈以杜紛更推諉事」。
- (52) 例えば、雍正『硃批諭旨』第一五函第四冊、總理清查江蘇錢糧事務吏部右侍郎彭維新の雍正九(一七三一)年六月二十六日以降と思われる奏摺には江蘇についての事例を挙げている。
- (53) 雍正『硃批諭旨』第一三函第二冊、李衛(『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、国立故宫博物院、一九七八年、一二三頁、所収)。
- (54) 雍正『硃批諭旨』第六函第四冊、王國棟。
- (55) 『天台治略』巻五、告示、「一件曉諭零星佃戸俱准自行立完糧事」。
- (56) 『天台治略』巻一、詳文、「一件詳請照旧征輸等事」。
- (57) 前註(56)参照。
- (58) 『天台治略』巻一、詳文、「一件禁革軍糧重耗之積弊懇憲批飭存案除民累而昭法守事」。
- (59) 前註(56)参照。
- (60) 『天台治略』巻一、詳文、「二件編審屆期等事」。
- (61) 栗林宣夫『里甲制の研究』文理書院、一九七一年、三三三頁。
- (62) 前述の〈朋名之弊〉に、「図頭の牢籠に入らない真正なる頭戸」があり、独自に数戸を戸下に従え、包攬していたことを記しているが、この場合も図頭との結託が前提となっている。
- (63) 本稿四二三頁参照。
- (64) 『天台治略』巻一、詳文、「一件倚衿抗糧遵例詳請擬革究追事」。
- (65) 本稿四二七頁参照。

(66) 前註(64)参照。

(67) 『福惠全書』汲古書院版、一九七三年、三九頁C。

(68) 『天台治略』卷六、告示、「一件曉諭緩比事」。

(69) 前註(29)参照。

(70) 『天台治略』卷四、告示、「一件飭端士習以挽頽風事」。

(71) 『天台治略』卷四、告示、「一件再行勸勉以端士習事」。

(72) 前註(29)参照。

(73) 康熙『天台縣志』卷七、選舉志、潘璋、に、

字叔升、号玉京。吏部觀政候選知縣、未任卒。

とあり、戴兆佳の在任期間には、潘璋は既に没していたものと思われる。

陳溥は、湖南攸縣知縣を経て致仕し、九十歳近くで没したという。彼の兄、陳泌は廩膳生、同じく陳沆は諸生、彼の子、陳天顔、陳奕蘭とともに廩膳生であり、陳氏は紳・衿身分を輩出する家であった(光緒『台州府志』卷八七、人物伝二〇、文苑四)。

(74) 清朝史研究会「清代官僚の動向研究(一)」「史艸」五号、六号、一九六四～一九六五年。

(75) 挙人を「衿」身分に入れる点については問題があるが、たとい挙人が「衿」でないにしても、天台県における挙人は順治三(一六四六)年から康熙五十六(一七一七)年までに五人(潘璋・陳溥を除く)に止まり、進士と同様極めて少なく(光緒『台州府志』卷一八、表一八、選舉五)、「衿」が「紳衿」の大半を占めていた事実を否定できない。

(76) 前註(29)参照。

(77) 前註(29)参照。

(78) 康熙『天台縣志』卷二、建置志、鎮坊、には、

古者日中為市。所以聚貨財準貿遷。坊鎮蓋其遺意也。台邑雖小、熙熙攘攘、鱗集輻輳、哀然有都會之觀焉。

とある。

(79) 光緒『台州府志』卷二〇、表二〇、選舉七。

(80) 陳天鉉は、雍正年間に至って貢生となっているところから

みて、禡革後に生員に復帰したものと思われる。

(81) 前註(29)参照。

(82) 『天台治略』卷五、告示、「一件曉諭產主速行赴局推收毋

得觀望自悞事」。同書、卷六、告示、「一件嚴飭照單挨次滾催以

杜頑戶作奸混弊事」。同書、卷七、告示、「一件再行曉諭納戶自

封投櫃以杜兜收侵蝕事」等、参照。

(83) 前註(23)参照。

(84) 前註(23)参照。

(85) 紳・衿の意向にそわない丈量に対しては、紳・衿からの強烈な抵抗があったという(西村元照「清初の土地丈量」『東洋史研究』三三卷三号、一九七四年、参照)。

(86) 川勝、前掲書、六〇三～六一九頁。

(87) 『天台治略』卷七、告示、「一件再行曉諭納戶自封投櫃以

杜兜收侵蝕事」。

(88) 前註(29)参照。

(89) 雍正『硃批諭旨』第三函第一冊、黃叔琳。

(90) 雍正『硃批諭旨』第六函第四冊、王国棟。

(91) 雍正『硃批諭旨』第一三函第二冊、李衛（『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、国立故宫博物院、一九七八年、四〇五頁、所収）。

(92) 『天台治略』卷一、詳文、「一件嚴飭編造以杜混淆事」一に、

況乎豪強兼併、專務詭寄隱漏、經胥狼狽為奸、地棍勾通
飢法。富而強者有產而無糧、貧而弱者有糧而無產。甚至
赤手光丁每年開分糧額有三四錢五六錢八九錢一兩外者。
數十年來富者富而貧者盡矣、強者強而弱者亡矣。

とある。

(93) 『天台治略』卷一、詳文、「一件嚴飭編造以杜混淆事」二に、

田多之家自必分散于各甲各都、儘有平日止知向佃收租、
不識坵段何形、四至何所。其中広狹盈縮、有無隱漏、無
從而知。

とある。

(94) 『天台治略』卷六、告示、「一件勸諭富室封印後緩取租債
使窮人共樂昇平事」に、

今訪問、天台富室每于封印後、一切佃租利債恃強凌逼、
不容緩欸、須臾縱容豪奴悍僕如虎如狼、成群結隊、恣意
胡行。一到佃戶債主之家、先索酒食饗餞醉飽、方逼銀錢。
とある。